

平成 28 年

ふれあい通信

第 9 号

5 月 10 日

自転車交通安全防止

5/1(日)~5/31(火)は『自転車安全利用月間』です!!

自転車は手軽な乗り物ですが、交通ルールを理解し守らなければ事故にあうばかりでなく、相手にケガをさせるかもしれない乗り物です。



「安全に乗る」のは、あなた自身です...

★自転車は車両です★

★ 自転車は、車道が原則、歩道は例外

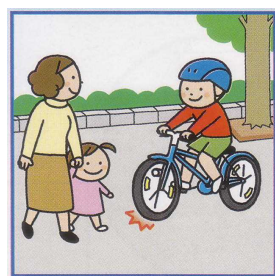


この標識がある歩道は
自転車で通行できます。
車道寄りを徐行します。

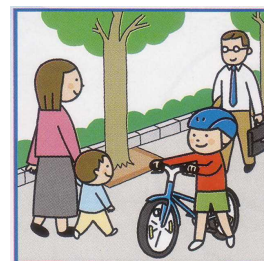


★ 車道は左側を通行

★ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

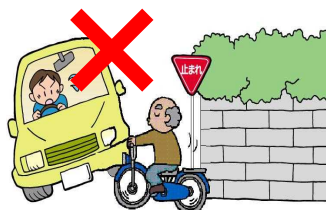


★ 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止



★ 「止まれ」の標識がある交差点では必ず停止

★ 夜間はライト点灯と反射材!



滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例とは？

平成 28 年 2 月 26 日施行



滋賀県全体で自転車の安全で適正な利用の促進に関する運動を展開し、自転車の関係する交通事故の防止を図り、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的としています。

条例の内容は…

自転車の
点検整備
および防犯対策
(防犯登録、施錠)

自転車
損害賠償保険
の加入義務
(平成 28 年 10 月 1 日施行)

幼児・児童・
生徒・高齢者の
ヘルメット着用

自転車を利用した
観光の促進



自転車
道路環境の
整備

熊本地震に便乗した詐欺にご注意を！

全国的に、熊本地震に便乗した特殊詐欺等の不審電話が確認されています。今後も熊本地震に便乗した特殊詐欺の発生が予想されます。ご注意ください！！

詐欺かも!?

お金を振り込む前に、まず、誰かに相談して下さい！



施設の窓口で掲示するなど、必要な方々にご覧いただけるようご協力ください。

FAX配信からインターネットのE-mail配信に変更のご希望があれば、
下記にご連絡ください。また、県警HPでもご覧いただけます。

滋賀県警察本部交通企画課 高齢者交通安全推進室 ふれあいチーム
TEL 077-522-1231 (代表) Eメール x0022@police.pref.shiga.jp